

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【取組状況等】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する相談や支援を行っています。また、小規模保育事業に関しては公募により民間事業者等の参加を可能とするとともに、新規参入事業者に対し連携施設の紹介等を行っています。